

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	教育委員会の保管する公文書の公開・非公開の決定
根拠法令及び条項	那覇市情報公開条例第5条～第11条
審 査 基 準	
○那覇市情報公開条例 <別紙のとおり>	
標準処理期間	14日以内（補正に要した日数及び延長した場合を除く）
所管部署	教育委員会 担当課
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

○那覇市情報公開条例

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の所管する事務に係る公文書の公開を請求することができる。

2 前項の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対し、公開請求に必要な情報の提供及び助言を求めることができる。

(公開請求の手続)

第6条 公開請求は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。

(1) 公開請求をしようとするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公文書の名称、内容、範囲その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関の定める事項

2 公開請求をしようとするものは、実施機関が公文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をしなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)により、明らかに守秘義務が課されている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識

別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が次に掲げる者(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

(ア) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項の国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項の特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)

(イ) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項の独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員

(ウ) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条の地方公務員

(エ) 地方独立行政法人の役員及び職員

エ ウに掲げる者のほか、当該個人が次に掲げる機関の会議において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見の表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見の表明又は説明の内容に係る部分(当該氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見の表明又は説明の内容に係る部分)

(ア) 行政委員会(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 5 第 1 項の委員会及び委員並びに同条第 3 項の委員会をいう。以下同じ。)

(イ) 附属機関(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定により設置する附属機関をいう。以下同

じ。)

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

- (4) 行政執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下この号及び第 15 条において「国等」という。)の機関との間における審議、検討、調査等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

イ 公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

ウ 公にすることにより、市の機関又は国等の機関が行う契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

エ 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなもの

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書が前項に該当する公文書であっても、期間の

経過によって当該公文書を非公開とする理由がなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合(当該非公開情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である場合を除く。)は、公開請求者に対し、当該非公開情報が記録されている部分を除いた部分につき公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、当該実施機関が保有する公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を公開するときは、あらかじめ那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。

(権利の濫用)

第11条 実施機関は、この条例本来の目的を逸脱し、社会通念上適正な権利行使と認めることができない公開請求があったときは、権利の濫用として、当該公開請求を拒否することができる。

- 2 前項の規定は、公開請求者の言動、公開請求の内容、方法等から、次の各号のいずれかに該当することが明らかに認められるときにおいてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。
 - (1) 当該公開請求の目的が公文書の公開以外にあること。
 - (2) 公開請求者が当該公文書の公開を受ける意思のないこと。
- 3 実施機関は、第1項の規定により公開請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。